平成 25 年９月 30 日

各　位

会 社 名　株式会社エフ・ジェー・ネクスト
代表者名　代表取締役社長　肥田　幸春
（東証第二部・コード 8935）
問合せ先　取締役　管理本部長 兼 経営企画室長　永井　敦
電　　話　03-6733-7711

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年９月 30 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第一部指定承認及び東証一部指定記念配当実施に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、首都圏において、資産運用を目的とする「ガーラマンションシリーズ」の企画、開発、分譲を中心に事業を展開しております。また、ファミリーマンションの自社ブランド「ガーラ・レジデンスシリーズ」の企画、開発、分譲のほか、中古マンションの売買にも積極的に取り組んでおります。「ガーラマンションシリーズ」は、商品企画の段階から建物の資産性を重視し、耐久性、耐震性に加えて、機能性、デザイン性に優れたマンションを追求しております。当社グループ内で、企画、開発から分譲、管理まで資産運用型マンションに関わる全てのサービスを展開することで、購入者、入居者双方のニーズを満たす商品供給の実現を目指してまいります。

足下の当社グループを取り巻く環境におきましては、政府による経済対策や日銀による大胆な金融緩和の効果等を追い風とした景況感の改善や良好な資金調達環境を背景に、不動産市況の回復に向けた動きが顕著となっております。当社グループの主要事業領域である資産運用型分譲マンション市場におきましても、単身者を中心とした首都圏の賃貸需要は堅調であり、購入需要についても、安定した収益が期待できる運用商品として認知度が高まり、低金利にも後押しされ、堅調な状況が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは回復基調にあるマンション購入・賃貸需要に対応し、さらなる業績の拡大を図るため、「ガーラマンションシリーズ」及び「ガーラ・レジデンスシリーズ」の継続的な開発、供給を行うとともに、販売・サービス体制の充実を図ってまいります。本新株式発行及び自己株式の処分により、不動産物件の開発資金を確保することで、収益基盤と財務基盤をより一層強化し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指してまいります。また、新株式発行及び自己株式の処分と同時に、当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、当社株式の分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

記

１．公募による新株式発行（一般募集）

（１）	募集株式の種類及び数	普通株式　　1,700,000 株
（２）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 10 月８日(火)から平成 25 年 10 月 11 日(金)までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（3）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の 10 分の７の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（4）	募集方法	一般募集とし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。
（5）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（6）	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。
（7）	払込期日	平成 25 年 10 月 21 日（月）
（8）	申込株数単位	100 株

（9） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

２．公募による自己株式の処分（一般募集）

（1）	募集株式の種類及び数	普通株式　　1,000,000 株
（2）	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一の金額とする。
（3）	募集方法	一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
（4）	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
（5）	申込期間	発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の２営業日後の日まで。 なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
（6）	払込期日	平成 25 年 10 月 21 日（月）
（7）	申込株数単位	100 株

（8） 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

（9） 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

３．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

（１）	売出株式の種類及び数	普通株式　2,300,000株
（２）	売出人及び売出株式数	肥田　幸春　2,160,000株 大島　洋二　100,000株 田中　貴久　40,000株
（３）	売出価格	未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）
（４）	売出方法	売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
（５）	申込期間	一般募集における申込期間と同一とする。
（６）	受渡期日	平成25年10月22日（火）
（７）	申込株数単位	100株
（８）	売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。	
（９）	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

４．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）	売出株式の種類及び数	普通株式　750,000株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
（２）	売出人	大和証券株式会社
（３）	売出価格	未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
（４）	売出方法	大和証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、750,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
（５）	申込期間	引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
（６）	受渡期日	平成25年10月22日（火）
（７）	申込株数単位	100株
（８）	売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。	
（９）	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

５．第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞１．を参照のこと。）

（１）	募集株式の種類及び数	普通株式　750,000株
（２）	払込金額の決定方法	発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（3）	増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の 10 分の７の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（4）	割当先	大和証券株式会社
（5）	申込期日	平成 25 年 11 月 11 日（月）
（6）	払込期日	平成 25 年 11 月 12 日（火）
（7）	申込株数単位	100 株

（8） 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。

（9） 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各号については、第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が１億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

＜ご参考＞

１．オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「４．当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「１．公募による新株式発行（一般募集）」及び前記「２．公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集並びに前記「３．当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、750,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年９月30日（月）開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式750,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成25年11月12日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成25年11月７日（木）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

２．今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1)	現在の発行済株式総数	32,196,500株	（平成25年９月30日現在）
(2)	公募増資による増加株式数	1,700,000株	
(3)	公募増資後の発行済株式総数	33,896,500株	
(4)	第三者割当増資による増加株式数	750,000株	（注）
(5)	第三者割当増資後の発行済株式総数	34,646,500株	（注）

（注）上記(4)及び(5)は前記＜ご参考＞１．に記載のとおり変更する可能性があります。

３．今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1)	現在の自己株式数	1,070,800株	（平成25年９月30日現在）
(2)	処分株式数	1,000,000株	
(3)	処分後の自己株式数	70,800株	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

４．調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限2,013,775,500円について、その全額を平成26年３月末までに、不動産物件の開発資金に充当する予定であります。具体的には、不動産開発事業における資産運用型「ガーラマンションシリーズ」、ファミリーマンション「ガーラ・レジデンスシリーズ」の事業用地等の取得・開発に充当するものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金に伴う今期の業績に与える影響はありません。調達資金を上記４．(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

５．株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと認識し、積極的な事業展開のための内部留保、財務バランス等を総合的に勘案の上、継続的かつ利益に応じた安定的な利益の配分を行うことを基本方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

今後の事業展開に機動的に投入するとともに、経営基盤のさらなる強化に充てていく所存であります。

(4) 過去３決算期間の配当状況等

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
１株当たり連結当期純利益	43.52円	137.26円	141.61円
１株当たり年間配当金 （うち１株当たり中間配当金）	10.00円 (5.00円)	14.00円 (5.00円)	16.00円 (7.00円)
実績連結配当性向	23.0%	10.2%	11.3%
自己資本連結当期純利益率	4.3%	12.5%	11.5%
連結純資産配当率	1.0%	1.3%	1.3%

（注）1. 当社は平成25年８月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。

2. １株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。

3. 平成25年３月期の１株当たり年間配当金は特別配当１円を、平成24年３月期の１株当たり年間配当金は特別配当２円をそれぞれ含んでおります

4. 実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

5. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首と期末の平均）で除した数値であります。

6. 連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

６．その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始　　値	339 円	347 円	575 円	946 円
高　　値	435 円	607 円	1,045 円	1,385 円 □650 円
安　　値	235 円	290 円	366 円	801 円 □470 円
終　　値	347 円	563 円	950 円	632 円
株価収益率	8.0 倍	4.1 倍	6.7 倍	―

（注）1. 平成 26 年３月期の株価については平成 25 年９月 27 日現在で表示しております。

2. 当社は平成 25 年８月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。□印は、株式分割による権利落後の株式会社東京証券取引所における株価を示しております。

3. 株価は株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。また、平成 26 年３月期については未確定のため表示していません。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である肥田幸春、当社株主である肥田真代及び肥田葉子並びに肥田幸春の親族が代表を務める資産管理会社である株式会社松濤投資倶楽部及び株式会社エム・エム・ヨークは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し及び平成 25 年 11 月７日以降に予定している肥田幸春が株式会社エム・エム・ヨークに対して行う当社株式の売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。